



今年の秋は短いのでしょうか。3日 文化の日、7日 立冬、
 15日 七五三、22日 小雪、23日 勤労感謝の日
[21日 サッカーワールドカップ開幕](#) 日本初の初戦 23日
 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

1. November 改正情報ご案内

- ① 協会けんぽから、毎年実施しています健康保険の被扶養者の再確認を行う「被扶養者状況リスト」が事業主へ届いていますが、**提出期限は今月30日**となっています。
- ② **10月改定の雇用保険料率の設定変更**は良かったでしょうか。**翌月支給の事業所は今月から**となります。

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **49.65** (愛知) / 1000、介護保険 **8.2** / 1000
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **5** / 1000 (建設業 **6** / 1000)

2. 名言名句

「失敗ば すっとは悪かこっちゃなか」

「おばあちゃん、失敗は悪いことやないんやろ？」

NHK 朝ドラ 「舞いあがれ！」での主人公の祖母の言葉と主人公(子ども時代)が祖母にかけた言葉

3. 法改正等ワンポイント

改正育児休業法での社会保険料免除について

改正法の男性育休促進効果からか、男性従業員が、「雇用保険の育休給付金と社会保険料免除」について各企業の担当者にお問い合わせしてくるケースが増えているようです。その中で**特に社会保険料の免除のメリット**も活かして「**取得するなら賞与支給の時期に合わせて**」ということで、**12月や6月ないし7月に取得するケースが増える**かもしれません。

〈育児休業等期間中の保険料免除の取扱いの変更点〉

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|---|---|
| 短期間の育児休業等を取得した場合の取扱い | 月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても免除される一方、月途中で取得して月末の前日に終了した場合は免除されない | 従来の要件に加え、同月内に14日以上育児休業等を取得した場合にも保険料が免除される |
| 賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い | 月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても当月の賞与に係る保険料が免除される | 育児休業等の期間が1か月超の場合に限り、賞与に係る保険料が免除される |

- ① 通常月の免除は、月末時点で育児休業取得に加えて



月途中で短期間の育児休業等を取得した場合でも
 期間が14日以上あれば12月分の保険料は免除されます。

② ★賞与については、育児休業が1か月を超える場合に免除されます

賞与に係る保険料については、育児休業等の期間が1か月超の場合に限り、免除の対象とします。

※暦日で判定



12月分の保険料は「月額」は免除される一方、「賞与」に係る保険料は免除されません。

4. 統計・情報

① 厚生労働省は、**賃金のデジタル支払い**（賃金移動業者の口座への賃金支払い）を可能とする労働基準法施行規則の一部改正省令案の要綱等を示した。キャッシュレス決済の普及が進み、賃金デジタル支払いのニーズも一定程度見られることから、労働者の同意を得たうえで、一定要件を満たした場合に可能とする。

2023年4月1日施行予定。(10/26)

② 健康保険組合連合会の発表で、全国1,388組合（加入者約2,850万人）のうち、**2021年度の決算で赤字となる組合が53%**（前年度は33%）に上ることがわかった。全組合の収支を合計すると825億円の赤字で、約3,000億円の黒字だった前年度から大幅に悪化した。(10/6)



③ 河野デジタル相は、**現行の健康保険証を2024年秋に廃止し「マイナ保険証」としてマイナンバーカードに一本化する**ことを表明した。紛失時に約2カ月を要することがある再発行までの期間短縮（10/26に約1週間と発表された）や、申請可能な場所の拡充といった対策も進める。また、**運転免許証とマイナンバーカードの一本化についても**従来の24年度末から前倒しを検討することも示した。(10/13)



←「となりのセトシ」のジブリパークの広告旗
瀬戸市も盛り上がっています！

| | マイナ保険証 | 従来保険証 |
|----|---------|---------|
| 初診 | 6円(21円) | 12円(9円) |
| 再診 | 0円(12円) | 0円(0円) |
| 調剤 | 3円(9円) | 9円(3円) |

追加負担額 ()内が9月まで

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

2024年秋に健康保険証を廃止し「マイナンバーカードに一本化」と先月発表されました。現在は任意申請で、岸田首相は「強制ではなく、持っていない場合には証明できる制度?を用意する」と先月発言しました。実は4月～9月まではマイナンバーカードでの健保証利用の方が、**追加負担の初診料・調剤料は高かったのですが、反発もあり10月以降は安くなり、通常保険証の方が高くなり逆転しています**（上記の図の通り）。とはいえ、マイナ保険証が使える医療機関は未だ少ない状況で、そのメリットは今のところ大きくないです。ただ、先月に**政府の電子申請手続 e-GOV がシステムの関係で処理の大幅「遅延」が続き**（特に社会保険の手続）、入社後の**健保証の発行が遅くなり、結果従業員が困る事態**が続いていました。このことから、従来の**転職や被扶養者の異動届による保険証発行の手続が、マイナ保険証により不要となることは「非常に便利」と**言えます。転職を繰り返す人や、会社の手続担当者にとっては歓迎されることかもしれません。それと従来の保険証発行にかかる手間や費用がなくなりますので、大変良い事とも言えます。※R5.4 から原則義務化されている医療機関や保険薬局のカードリーダー機器設置には補助金があるものの、かなりの費用負担は発生します。

強烈な円安傾向が続いています。これにより海外からのインバウンド旅行者数の回復と経済効果を期待できますが、良い効果が国民に回ってくるのはいつになるのかと。そんな中、1日に、愛知長久手に**「ジブリパーク開園！」**しました。作品のほとんどを見ていませんが、なんとなく馴染みのあるジブリ作品です、マニアには必見のパークのようで、国内はもちろん**全世界からお客さんが来園するとの事、グッズの売上も相当見込まれ、愛知県にとって経済効果は高い**とされています。大注目です！（S）